

# 原付バイク通学規程

つくばサイエンス高等学校 生徒支援部

1. 原動機付自転車（以下、原付バイク）によるバイク通学をする場合は「原付バイク通学許可願」を提出し許可を受けることとする。
2. 許可条件
  - (1) つくばサイエンス生として本校の校則を遵守し、基本的な生活習慣が身についているものとする。
  - (2) 原付バイクの運転経験（運転免許取得日より起算）が1ヶ月以上とする。
  - (3) 申請日前の1ヶ月以内に交通違反や交通事故を起こしていないこととする。
  - (4) 通学範囲は学校を中心として直線距離で8km以上20km未満とする。ただし、つくば市内在住で20kmを超えるものについては許可する。
  - (5) バイク通学許可は1年次の9月以降からとする。
  - (6) 自賠責及び任意保険に加入していること。
3. 許可申請提出書類  
原付バイク通学許可願提出後、許可を受けた者は、誓約書、保険加入証明書類（自賠責及び任意）、免許証のコピー等を提出する。
4. 許可申請受付期間  
4月、9月、1月の年3回とする。
5. 通学用原付バイクの点検・講習  
申請を許可された者は、通学用原付バイクの点検・講習を受けなければならない。
6. 許可証の交付  
原付バイク通学を許可された者は、原付バイク通学許可証、ステッカーの交付を受ける。  
許可を受けた者は通学時には必ず「原付バイク通学許可証」を携帯する。
7. 通学用原付バイクの仕様規定
  - (1) 以下のいずれかの基準を満たしたバイクであること。
    - ・排気量50cc以下（現行原付）および新基準原付。
  - (2) 改造してはいけない。また改造してあるバイクを乗ってはいけない。
  - (3) フルフェイスタイプのヘルメットを着用する。
  - (4) 原付バイク、ヘルメットには学校指定のステッカーを貼付する。
8. その他
  - (1) 原付バイク通学を中止するときは学級担任に申し出る。
  - (2) 通学用原付バイクが変更になった場合はすみやかに申し出る。
  - (3) 生徒指導を受けた者は一定期間の停止、または許可を取り消す。
  - (4) 学校敷地内においては徐行する。
  - (5) 車両の貸し借りをしない。
  - (6) 車両は定められた場所に置き、管理に十分注意する。
  - (7) 部活動の試合（公式、練習）に原付バイクで行ってはいけない。
  - (8) この規定に違反したとき、または交通違反を犯したときは許可を取り消す場合もある。
  - (9) 特定小型原動機付自転車（電動キックボード）は認めていない。